

県南広域振興局長告示第160号

銃猟禁止区域の設定（平成13年岩手県告示第796号）で告示した胆沢町若柳中横沢原銃猟禁止区域、花泉町悪法師銃猟禁止区域、遠野市大洞ケーブル銃猟禁止区域、遠野市大野平ケーブル銃猟禁止区域、水沢市北鶴ノ木・箕輪・鶴城銃猟禁止区域、胆沢町小山一の台銃猟禁止区域、衣川村日向銃猟禁止区域、江刺市愛宕銃猟禁止区域の存続期間を次のとおり変更した。

平成23年10月28日

県南広域振興局長 田村均次

変更後の胆沢町若柳中横沢原銃猟禁止区域、花泉町悪法師銃猟禁止区域、遠野市大洞ケーブル銃猟禁止区域、遠野市大野平ケーブル銃猟禁止区域、水沢市北鶴ノ木・箕輪・鶴城銃猟禁止区域、胆沢町小山一の台銃猟禁止区域、衣川村日向銃猟禁止区域、江刺市愛宕銃猟禁止区域の存続期間 平成13年11月1日から平成24年10月31日まで